

○免許の停止処分等を受けた自動車等運転者の講習実施要領の制定について(通達)

(平成 10 年 9 月 29 日岡運管第 89 号警察本部長例規)

改正 平成 13 年 6 月岡務第 5038 号 平成 19 年 5 月岡運管第 63 号
平成 19 年 7 月第 82 号 平成 21 年 5 月第 58 号
平成 24 年 3 月岡運管第 28 号 平成 25 年 12 月岡運管第 128 号
平成 26 年 11 月 27 日岡運管第 126 号 平成 29 年 3 月 9 日岡運管第 26 号
令和 5 年 2 月 10 日岡運管第 15 号

各部長・参事官・所属長

このたび、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)の一部を改正する府令(平成 9 年総理府令第 48 号)が施行され、停止処分者講習において、新たに自動車等の運転による講習手法及び運転適性検査器材を使用した講習方法が平成 10 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、免許の停止処分等を受けた自動車等運転者の講習に関する規程(平成 10 年岡山県公安委員会規程第 9 号)が定められた。これに基づき、新たに具体的な実施要領として別添のとおり「免許の停止処分等を受けた自動車等運転者の講習実施要領」を定め、平成 10 年 10 月 1 日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、自動車等運転者の処分者講習実施要領の制定について(昭和 58 年 10 月 28 日岡運教第 379 号例規)は廃止する。

別添

免許の停止処分等を受けた自動車等運転者の講習実施要領

第 1 趣旨

この要領は、免許の停止処分等を受けた自動車等運転者の講習に関する規程(平成 10 年岡山県公安委員会規程第 9 号。以下「規程」という。)に基づき、運転免許の停止処分等を受けた自動車等の運転者の講習(以下「講習」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 講習指導官

1 設置

講習の効果的な運用及び規程第 2 条ただし書の規定により岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が講習を委託した者(以下「講習機関」という。)に対する指導監督を行わせるため、交通部運転管理課に講習指導官を置き、警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する職にある者をもって充てるものとする。

2 任務

講習指導官は、次の任務を行うものとする。

- (1) 講習の実施に関する企画
 - ア 講習指導案の作成
 - イ 講習内容及び講習方法の改善並びに講習用教材の研究及び開発
 - ウ 講習効果の検討
- (2) 講習指導員の研修に関する企画及び指導
- (3) 講習機関の指導監督

第3 講習の実施

1 講習の場所

講習は、岡山県運転免許センターにおいて実施するものとする。

2 講習の区分

講習は、道路交通法施行規則第38条第3項第5号に基づき、次のとおり区分して行うものとする。

(1) 短期講習

免許の保留若しくは効力の停止期間又は自動車等の運転の禁止期間(以下「処分期間」という。)が40日未満の者に対する講習

(2) 中期講習

処分期間が40日以上90日未満の者に対する講習

(3) 長期講習

処分期間が90日以上の者に対する講習

3 講習時間及び日数

講習の時間及び日数は、次表のとおりとする。ただし、受講者が病気その他やむを得ない理由により所定の講習時間を受講できなかった場合は、別の日を指定して受講できなかった講習時間について受講を認めることができる。

講習区分	講習時間	講習日数
短期講習	6時間	1日
中期講習	10時間	2日
長期講習	12時間	2日

4 学級編成

(1) 講習を実施する場合の学級編成は、次表のとおりとする。

学級区分		対象者
普通学級		特別学級に該当しない受講者
特別学級	二輪学級	処分の理由に照らして二輪車について指導を要すると認められる受講者
	速度学級	処分の理由に照らして速度の危険性について指導を要すると認められる受講者
	飲酒学級	処分の理由に照らして飲酒運転の危険性について指導を要すると認められる受講者
	事故学級	処分理由が人身事故である受講者

(2) 一学級の編成は、原則として9人編成とし、実車等による指導については、1グループ3人以内とする。

ただし、実車等による講習以外の講習については合同で実施できるものとし、その場合の受講者数は、原則として、短期講習にあつては50人以下、中期講習及び長期講習にあつては30人以下とする。

5 講習の方法

(1) 講習科目等

講習は、別表「停止処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」に基づき、交通部運転管理課長(以下「運転管理課長」という。)が別に定める「停止処分者講習指導要領」に基づき実施するものとする。

(2) 教本

座学講習において使用する教本は、次の内容について正確にまとめられたものとする。

ア 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

イ 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上、民事上の責任について図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度について、図表等を用いて解説すること。

ウ 危険予測

(ア) 危険予測の心構え

駐車車両の障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置がとれるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(イ) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(ウ) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。

と。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

エ 安全運転の基礎知識(運転の特性)

(ア) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(イ) 各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(ウ) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力(①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑)について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係も言及すること。

(エ) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(オ) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

オ 安全運転の方法

(ア) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(イ) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(ウ) 高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(エ) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(オ) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

カ 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針(市民用)」に基づいた応急救護措置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

キ 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度(初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習)について、図表等を用いて解説すること。

ク 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再認識させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

ケ 安全運転 5 則

(ア) 以下の「安全運転 5 則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- 交差点では必ず安全を確かめる
- カーブの手前でスピードを落とす
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

(イ) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

(3) 実車講習の方法

ア 実車による指導

受講者全員に対して行うものとする。ただし、受講者が病気その他の理由で実車指導に適さない場合又は受講者多数のため実車による指導が困難な場合については、運転シミュレーターによる指導に替えて行うことができる。

イ 運転シミュレーターによる指導

中期講習及び長期講習の受講者及び前項ただし書きの者に対して行うものとする。

ウ 二輪車による講習の際の措置

二輪車の実車による講習に際しては、次の事項に留意すること。

- (ア) ヘルメット、プロテクタ、手袋等を確実に着用させること。
- (イ) 両耳の聴力(補聴器により補われた聴力を含む。)が 10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえるものであることとする適性試験の合格基準を満たさない者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対応できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

(4) 講習車両

講習に使用する車両は、受講者が保有する免許の種類に応じて次に掲げる車両を使用するものとする。ただし、大型免許を保有する者については中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型免許を保有する者については準中型自動車又は普通自動車を、準中型免許を保有する者については普通自動車を、大型自動二輪免許を保有する者については普通自動二輪車を使用できるものとする。

なお、身体障害者等が講習車両の持込みを希望する場合は、これを認めるものとするが、講習手数料の減免措置は行わないものとする。

ア 四輪車

大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については補助ブレーキ等を装備したもの、普通自動車についてはマニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等を装備したものとする。

イ 二輪車

大型自動二輪車及び普通自動二輪車についてはマニュアル式及びオートマチック式のもの並びに原動機付自転車とする。

6 運転適性検査

自動車等の運転に必要な適性に関する検査は、筆記による検査及び運転適性検査器材により行うものとする。

(1) 筆記による検査に基づく指導

講習の実施区分における筆記による検査の種類は、次表の区分に従って、受講者全員について実施するものとする。

実施区分	筆記による検査の種類
短期講習	科警研編運転適性検査 82-3
中期講習	科警研編運転適性検査 73-2
長期講習	科警研編運転適性検査 73-2

(2) 運転適性検査器材による検査に基づく指導

運転適性検査器材を用いた検査は、講習の実施区分に応じ、次のとおり実施するものとする。

なお、運転適性検査結果用紙等については、指導等を行った後に、受講者本人に交付するものとする。

ア 短期講習では、必要と認められる者について実施する。

イ 中期講習及び長期講習では、受講者全員について実施する。

7 講習指導員

(1) 講習は、規程第4条に規定する講習指導員(以下「指導員」という。)が行うものとする。

(2) 指導員は、受講者の改善教育に任じるものであることを自覚して、常に講習方法の研さんに努め、いやしくも受講者を違反行為者扱いしたり、威圧的な態度で接したりすることのないようにしなければならない。

(3) 講習は、道路交通の場において、実際に役立つ内容のものに重点を置き、講義式に終始することなく、具体的事例の提示及び視聴覚教材を有効に活用し、常に講習効果の向上に努めるものとする。

8 考査の実施

(1) 考査は、実際に講習を行った内容から、正誤式により40問出題し、筆記式により20分間で回答させる方法で行うものとする。

(2) 講習の実施に当たり、受講者に対して次のような事実について指摘したような場合は、考査成績不良と判断するものとする。

ア 他の受講者に迷惑となる行為

イ 故意に講習の進行を妨げる行為

ウ 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為

(3) 規程第5条第3号に定める再考査の申出を受けたときは、講習を終了した翌日以降の講習日に考査問題を変えて再考査を行うものとする。

なお、再考査の結果、処分の短縮基準に達する成績となった受講者の短縮は、「短縮日数基準表」に掲げる「可」の区分を超えてはならないものとする。

第4 講習の事務手続

1 講習を受ける旨を申し出た者については、受講対象者本人であること及び受講資格の確認を確実にし、停止処分者講習受講申請書を提出させ、次の事項を告知するものとする。

(1) 講習の目的及び内容

(2) 講習の日程及び場所

(3) 講習の手数料

(4) 携行品

(5) その他講習に必要な事項

2 講習終了後の措置

(1) 規程第5条に基づき処分の短縮を行う場合は、短縮された停止期間の満了日を記入した「運転免許停止(保留)期間短縮通知書」を作成し、講習終了後に該当者に交付するものとする。

(2) 停止処分に係る運転免許証の返還は、当該処分の満了日の翌日以降に住所地を管轄する警察署において正当な返還請求者に返還するものとする。

ただし、短縮講習受講者で考査の成績が「優」の者にあつては、運転免許証の裏面に「〇年〇月〇日済」と記載するとともに、「受講日当日は運転できない」旨の説明を行った後に返還することができる。

第5 受講の延期

次に掲げる理由のある者に対しては、規程第7条の定めるところにより、受講を延期することができるものとする。

- (1) 正当な理由がなく、講習開始時刻に遅れた者
- (2) 身代わり講習等不正な行為をした者
- (3) 病気、飲酒等により講習に支障がある者
- (4) 講習中まじめに受講しない者又は他の受講者に著しく迷惑をかけた者
- (5) その他係員の指示に従わない者

第6 講習実施結果の報告

運転管理課長は、講習機関が講習を実施した結果を停止処分者講習実施状況(月報)(様式第1号)及び停止処分者講習実施結果報告(様式第2号)により求め、岡山県公安委員会に報告させるものとする。

第7 文書の保存

文書の保存は次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
停止処分者講習実施状況(月報)	運転管理課	3年
停止処分者講習実施結果報告	運転管理課	5年

別表

停止処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目(四輪・二輪車兼用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己 紹介 受講者の点 呼 講習概要及 び日程の説明 受講者の心 得の説明			30分 (30分)	60分 (60分)	60分 (60分)
1 道路 交通の現 状	地域におけ る車社会の実 態	講義 教 本、 視聴 覚教 材等	○ 県下の運転免許保有状況 (年齢別、性別等)、車両登録 台数、交通規制等の実情を説 明する。			
2 交通 事故の実 態	(1) 運転者 に起因する事 故の実態及び その原因分析 (2) 重大事 故の実例 (3) 交通事 故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始 することなく、多角的な分析 に基づいて受講者にとって身 近な事実に関する数字の使用 等によって実感として感得さ せる。 ○ 交通事故の被害者の惨状 及び加害者の窮状を実例で示 す。			
3 運転 者の社会 的立場	(1) 運転免 許の意義 (2) 運転者 の責任 ア 運転者の 社会的責任 イ 交通事故 (違反)を起こ した運転者の 責任		○ 教本、視聴覚教材等を用 い、運転者の責任感及び交通 道徳の向上を図る。 ○ 中・長期では、次の事項 について詳しく触れ、運転者 の社会的な立場を理解させ る。 ・ 運転者に対する社会の要 望について具体的事例、新聞 の社説、投稿意見欄等を活用 して理解させる。 ・ 刑事上の責任、民事上の 責任及び行政上の責任につい て、交通裁判例、点数制度の 仕組み等を事例として具体的 に説明することによって認識 させる。			

4 安全 運転の心 構え	(1) 安全運 転の基本的考 え方 (2) 安全運 転の実践 (3) 事故防 止のポイント		○ 自己中心的な運転マナー を矯正し、ルールを正しく実 践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運 転の実践方法を具体的事例を 用いて説明する。 ○ 当県における交通事故の 典型的(多発)パターンの中か ら、その原因となった危険行 為を5~7種抽出し、事故防止 のポイントを十分に認識させ る。			
5 安全 運転の基 礎知識	(1) 安全な 運転 (2) 防衛運 転 (3) 人間の 感覚と判断能 力 ア 視覚の特 性 イ 過労等の 影響	講義 教 本、 視聴 覚教 材等	○ DVD等の視聴覚教材の教 育資器材等を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を 設置しない場合は、講習科目 9に掲げる関連細目を採り入 れることとする。	90分 (20分)	150分 (30分)	150分 (30分)
6 道路 交通法令 の知識及 び安全運 転の方法	(1) 日常点 検要領 (2) 走行の 基本 (四輪車) ア 座席ベル トの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (二輪車) ア ドライビ ングスペース とポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者 の保護 (4) 自転車 に乗る人の保 護 (5) 速度と 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点 の通行 (8) 危険な		○ この科目の細目は、実情 に応じて重点的選択的に取り 上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材の教 育資器材等を活用する。 ○ 座席ベルトの着用につい ては、着用の効果等を具体的 事例に基づいて説明する。 ○ 四輪車対二輪車の具体的 事故事例を用いて、四輪車及 び二輪車の相互の立場で注意 すべき事項を理解させる。 特に、二輪運転者には防衛 運転に徹する必要を強調す る。			

	場所などでの 通行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候等 (9) 駐車と 停車 (10) 高速 道路の通行 ア 高速道路 の危険性 イ 高速道路 への出入り (11) 二輪 車に対する注 意 ア 二輪車の 特性 イ 二輪車事 故の特徴 (12) 事故 と故障時の措 置					
7 事故 事例研究 に基づく 安全運転 の方法	(1) 事故事 例による学習 (2) 違反・ 事故における 自己観察	発表 (適 宜、 ディ スカ シ ョン 方式 をと る。)	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分 (60分)	120分 (120分)
8 講習 対象者別 に必要な 安全運転 の知識	(飲酒学級の 場合) 飲酒運転の 危険性の自覚 (1) AUD ITと飲酒・ 運転の目標の 設定 (2) アルコ ールの身体に 及ぼす影響 (3) アルコ ールの影響と 運転	講義 教 本、 視聴 覚教 材等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒・運転の目的の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、飲酒シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明	(90分)	(120分)	(120分)

	(速度学級の場合) 速度の危険性 (1) 反応時間と走行距離 (2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル		で、速度の危険性を理解させる。			
9 運転適性についての診断と指導 ①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	教本、反応分析装置、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 短期では、「科警研編運転適性検査 82-3」により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 中・長期では、「科警研編運転適性検査 73-2」により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期では、事故に結びつきやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認められる者に対して実施する。 ○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	180分 (160分)	120分 (120分)	120分 (120分)
10 運転適性についての診断と指導 ②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技教本、自動車等、運転シミュレーター、模擬運転装置、視聴	○ 他人の立場に配慮した運転態度がとれるよう交通社会人として運転者資質の向上を図ることを目的とした指導とする。 ○ 実車指導の目的、内容、事故防止について説明する。 ○ 四輪車にあつては指導員が同乗し、二輪車にあつては指導員が追尾するなどして実車走行させ、運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、安全運転の基本を指導する。 ○ 四輪車にあつては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備		120分 (120分)	150分 (150分)

		覚教材等	をさせる。 ○ 二輪車にあつては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクタ、衣服、及び履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 運転シミュレーターの活用により、実車では体験できない交通事故その他危険場面等を擬似的に運転体験させ危険予測を学習させる。			
11 面接指導		個別的指導(適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴に運転適性検査及び実車指導の結果を照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接方法で受講者に運転特徴を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 特に、グループ討議に重点を置き、受講生の欠点を改善する方向性を与える。 ○ ディスカッション方式により危険予知運転訓練を実施し、危険感受性を高める。	30分 (30分)	60分 (60分)	90分 (90分)
	考査		○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式又は選択式問題 40 問で実施し、終了後に正解を説明する。	30分 (30分)	30分 (30分)	30分 (30分)
講習時間合計				360分 (360分)	600分 (600分)	720分 (720分)

備考

- 1 講習時間欄に掲げる数字のうち、()内の数字は飲酒学級又は速度学級の講習時間を示す。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けるものとする。
- 3 短期講習では、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーターの操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。